

JIS Z 2305:2013 による クレジットシステム実施案内

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部



* 本書は、一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部が実施する JIS Z 2305:2013 に基づく資格制度におけるクレジットシステムについて書かれたものです。実施案内は最後までよく読んで、クレジットシステム審査結果が出るまで大切に保管してください。

* 本書は、JIS Z 2305:2013 に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。

クレジットシステム審査書類の提出は、再認証試験受験申請書に同封して提出します。提出時期は、10年目の有効期限の約12か月前を予定しています。「3. クレジットシステム審査書類の提出時期と対象期間〈予定〉」をご覧ください。

◆対象者：資格証明書の有効期限が2017年9月30日以降の方◆
資格証明書の発効年月日から10年目、又は、発効日（更新）から5年目の有効期限

〈クレジットシステム実施案内 目次〉

1. レベル3再認証	2
2. クレジットシステムとは	2
3. クレジットシステム審査書類の提出時期と対象期間〈予定〉	2
4. 提出書類	3
5. 提出方法	3
6. クレジットシステム審査料（再認証試験受験料）	3
7. クレジットシステム審査の流れ（概要）	4
8. クレジットポイントの対象となるNDT活動	5
9. クレジットシステム審査書類	5
10. クレジットシステム審査書類のまとめ方	6
11. クレジットシステムの要求事項	7
12. クレジットシステム書類審査で不適合となった場合	7
13. クレジットシステムポイント集計表	7
14. Q & A	8
15. クレジットシステムポイント一覧表	9
* クレジットシステム「7.1項 NDT業務活動」証明書（記入例と様式）	10

1. レベル3再認証

資格認証されてから（資格発効日から）10年目の有効期限の前に、資格保持者は更新条件を満足し、かつ、再認証試験に合格することで、新たに5年間の再認証を受けることができます（「再認証」については、「再認証試験実施案内」をご覧ください）。

レベル3の再認証にあたっては、再認証試験又はクレジットシステムのいずれかを選択することができます。

2. クレジットシステムとは

クレジットシステムとは、レベル3再認証対象者にのみ選択可能な書類審査制度です。審査の対象となる書類は、「8. クレジットポイントの対象となるNDT活動」を行った証明書です。

再認証前の5年間に毎年「8. クレジットポイントの対象となるNDT活動」の証明書を集めてクレジットポイントを取得し、「11. クレジットシステムの要求事項」を満足することで資格が維持されていることの証明とします（書類審査あり）。

3. クレジットシステム審査書類の提出時期と対象期間＜予定＞

再認証試験の受験申請期間に再認証試験受験申請書類と一緒にクレジットシステム審査書類を提出します。

提出時期は、10年目の有効期限の約12か月前を予定しています。

最初に資格継続調査が行われ、審査で適格となると再認証試験（有効期限の約6か月前に実施）の対象となることから、提出時期は有効期限の約12か月前となります。

* 本書発行時における予定です。変更されることがありますので、必ずホームページの再認証試験日程表最新版で確認してください。

資格有効期限 (10年目)	受験年	クレジットシステム 審査書類提出時期 再認証受験申請受付期間	クレジットシステムの対象期間 (4月から3月までの5年間)
2024年03月31日	2023年秋期	2023年04月上旬頃	2018年04月01日～2023年03月31日
2024年09月30日	2024年春期	2023年10月上旬頃	
2025年03月31日	2024年秋期	2024年04月上旬頃	2019年04月01日～2024年03月31日
2025年09月30日	2025年春期	2024年10月上旬頃	
2026年03月31日	2025年秋期	2025年04月上旬頃	2020年04月01日～2025年03月31日
2026年09月30日	2026年春期	2025年10月上旬頃	
2027年03月31日	2026年秋期	2026年04月上旬頃	2021年04月01日～2026年03月31日
2027年09月30日	2027年春期	2026年10月上旬頃	
2028年03月31日	2027年秋期	2027年04月上旬頃	2022年04月01日～2027年03月31日
2028年09月30日	2028年春期	2027年10月上旬頃	
2029年03月31日	2028年秋期	2028年04月上旬頃	2023年04月01日～2028年03月31日
2029年09月30日	2029年春期	2028年10月上旬頃	
2030年03月31日	2029年秋期	2029年04月上旬頃	2024年04月01日～2029年03月31日
2030年09月30日	2030年春期	2029年10月上旬頃	

* クレジットシステムの対象期間：4月から翌年の3月までを1年間（1年度）とし、5年間のNDT活動において取得したクレジットポイントで審査されます。

4. 提出書類

提出書類は次のとおりです。

書類が不足している場合、書類不備として返却されることがあります。

提出書類	入手先
<input type="checkbox"/> 資格継続調査票	JSNDI より郵送されたもの
<input type="checkbox"/> 再認証試験受験申請書	JSNDI より郵送されたもの
<input type="checkbox"/> 実技能力の確認書類	JSNDI ホームページ「(EB3) レベル3 実技能力の確認書類について」参照
<input type="checkbox"/> クレジットシステム審査書類一式	
<input type="checkbox"/> クレジットシステムポイント集計表 (全7ページ)	JSNDI ホームページよりダウンロード
<input type="checkbox"/> NDT 活動の証明書	NDT 活動の主催団体等から各自取り寄せる (証明書の提出はコピーで構いません)

5. 提出方法

「4. 提出書類」を折らずに、書類一式として簡易書留で郵送してください。

詳細は「資格試験実施案内《再認証》」を参照。

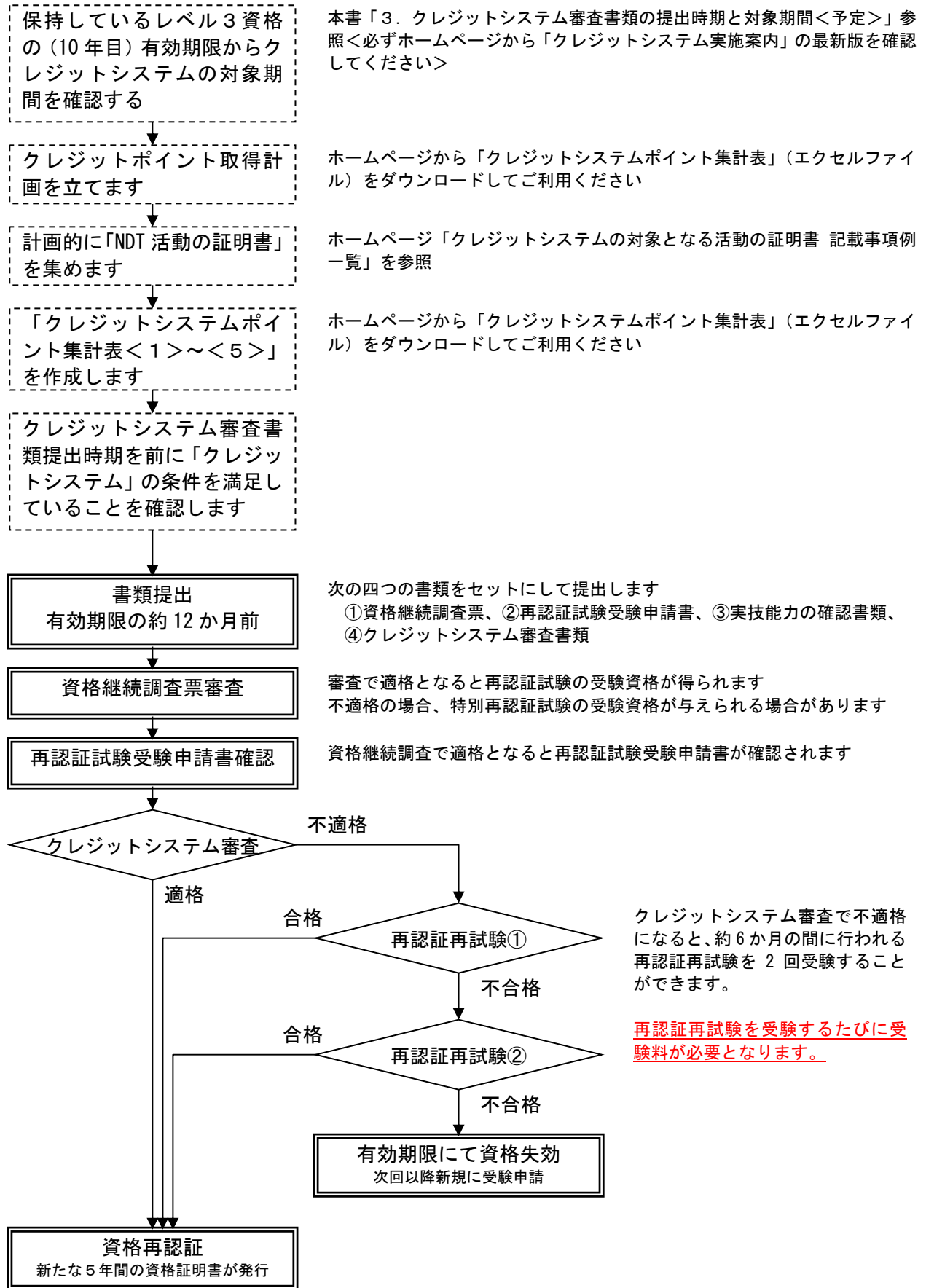
6. クレジットシステム審査料（再認証試験受験料）

18,700円（税込）

* 受験料等の未納があった場合、JSNDI より申請書類等が送付されないことがあります。また、未納となっている料金の支払いが完了するまでは、受験申請が受け付けられないことがありますのでご注意ください。

* **クレジットシステム審査において不適格となった場合、6 か月以内に行われる再認証再試験（2回）を受験することができます。また、再認証再試験のたびに受験料が必要となります。**

7. クレジットシステム審査の流れ（概要）



8. クレジットポイントの対象となる NDT 活動

レベル3資格保持者は、全てのNDT方法における知識及び技術が求められることから、対象となるNDT活動はすべてのNDT方法に対して共通に使用できるものとします。

また、NDT活動は、活動の均等な分布を確実にするため、1年ごとに取得することができる最大ポイント、5年間の活動で取得することができる最大ポイントが設けられています。

詳細については、「15. クレジットシステムポイント一覧表」をご覧ください。

9. クレジットシステム審査書類

審査書類には、次のものがあります。

審査書類は、当協会のホームページからダウンロードするものと、各自で入手するものの二つがあります。

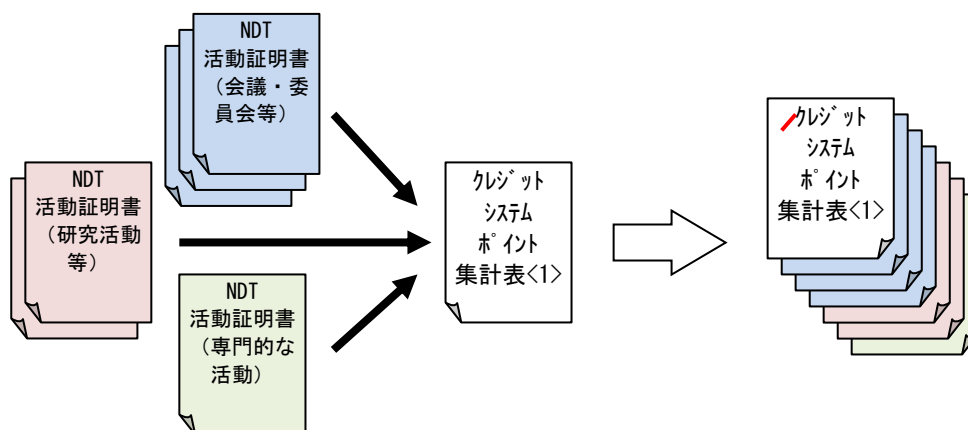
審査書類の種類	備考	
クレジットシステムポイント集計表 ＜ホームページからダウンロードしてください＞	5年間のクレジットポイントの集計表 1年ごとの集計表と5年分をまとめた集計表（全7枚）	
NDT活動の証明書 ＜ご自身で入手してください＞	クレジットポイントの証拠となる証明書 分類ごとに次の証明書が必要です。 ＜ホームページ「クレジットシステムの対象となる活動の証明書 記載事項例一覧」参照＞	
	会議・委員会等	主催団体・主催者（委員長等）の証明のある出席者リストなど
	研究活動等	研究・開発の概要説明に関与した者の名前とポイント分配、責任者の証明
	指導員・試験員	主催団体等の証明
	専門的な活動（NDT業務全般）	資格証明書ごとに各年の業務活動の証拠 雇用責任者の証明
証明書には、年月日（必要に応じ時間）、NDT活動の内容及び責任者（証明者）の証明が必要です。 証明書の提出はコピーでも構いません。		

※ホームページからダウンロードした「クレジットシステムポイント集計表（エクセルファイル）」には、記入見本と入力方法の説明が含まれています。

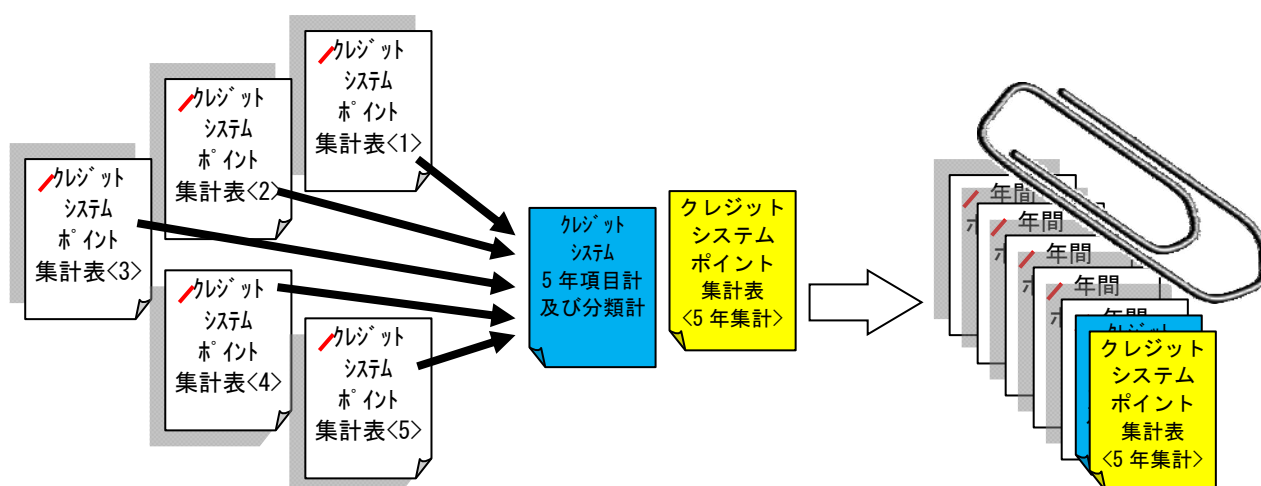
10. クレジットシステム審査書類のまとめ方

審査書類は次のようにまとめます。

- ① 1年ごと、分類ごとに「NDT 活動証明書」をまとめます。
- ② 「NDT 活動証明書」の右肩に書類番号を記入します。
- ③ 「NDT 活動証明書」を見ながら、「クレジットシステムポイント集計表<1>」に入力します。
- ④ 1年分の「NDT 活動証明書」の上に「クレジットシステムポイント集計表<1>」を重ね、ホチキスで留める。
- ⑤ 上記①～④を5年分繰り返します。



- ⑥ 5年分の入力が終わると「クレジットシステム5年項目計及び分類計」及び「クレジットシステムポイント集計表<5年集計>」が自動計算されます。
- ⑦ 「クレジットシステムポイント集計表<5年集計>」に申請者自筆署名及び押印と雇用責任者証明欄への入力及び押印を行います。
- ⑧ ホチキスで留めた5年分の「クレジットシステムポイント集計表<1>～<5>」に「クレジットシステム5年項目計及び分類計」及び「クレジットシステムポイント集計表<5年集計>」を重ね、クリアファイルやクリップ等でまとめます。



- ⑨ クレジットシステム審査書類がまとまったら、再認証試験受験申請書に同封して提出します。

11. クレジットシステムの要求事項

「8. クレジットポイントの対象となる NDT 活動」における NDT 活動ごとの最大ポイントを満足し、かつ、次の要求事項を満足しなければなりません。

- ・資格証明書が有効である 5 年間に最小限 70 ポイントを取得
- ・1 年間に受け入れられる合計ポイントは 25 ポイントまで

12. クレジットシステム書類審査で不適格となった場合

もし、審査で不適格となった場合、有効期限までに行われる 2 回の再認証再試験に受験することができます。再認証再試験を受験するたびに受験料が必要となります。

再認証再試験に合格すれば、資格が再認証されます。

13. クレジットシステムポイント集計表

ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードしたエクセルファイルには記入見本及び入力説明が含まれています。

14. Q & A

Q. クレジットシステムとは何ですか？

A. レベル3資格の再認証をするための方法の一つです。資格が維持されていることの証明として、再認証試験を受け合格する方法と有効期限前の5年間における NDT 活動の証拠書類を出す方法（クレジットシステム）があります。

Q. クレジットシステムの対象となる期間はいつですか？

A. 再認証試験受験申請の前の5年間が対象となります。詳細については、「3. クレジットシステム審査書類の提出時期と対象期間<予定>」をご覧ください。

Q. クレジットシステムの対象となる NDT 活動とは何ですか？

A. NDT 関連会議・委員会等への出席、NDT 研究活動等、NDT 指導員・NDT 試験員としての活動、専門的な活動（NDT 業務全般）などが NDT 活動となります。詳細については、「17. クレジットシステムポイント一覧表」をご覧ください。

Q. クレジットシステムに適格となるためにはどうすればよいですか？

A. 「15. クレジットシステムポイント一覧表」にある分類の NDT 活動を偏ることなく行い、かつ、1年ごとの合計ポイント25ポイント以内と5年間の合計ポイント70ポイント以上をクリアすることです。

Q. どうすれば NDT 活動の証明書を手に入れますか？

A. その NDT 活動の主催団体等の責任のある方から NDT 活動の証拠となる証明書をお願いしてください。NDT 関連会議・委員会等への出席であれば会議の主催団体や委員会の責任者から出席証明を、NDT 研究活動等であれば NDT 研究活動等の管理者や責任者から活動証明を、NDT 指導員・NDT 試験員としての活動であればその主催団体からの活動証明を、専門的な活動（NDT 業務全般）であれば勤務先等から活動証明を発行してもらってください。

Q. NDT 活動の証明書を集めたら、どうやってまとめるのですか？

A. クレジットシステムポイント集計表、年間ポイント集計表の書き方やクレジットシステム審査書類のまとめ方は、「10. クレジットシステム審査書類のまとめ方」をご覧ください。

Q. もし、クレジットシステム審査で不適格になったらどうなりますか？

A. 審査で不適格となった場合、有効期限までに実施される再認証再試験を受けることができます（再認証再試験を受験するたびに受験料が必要です）。再認証再試験に合格すれば、資格は再認証されます。

15. クレジットシステムポイント一覧表

分類	項目	活動*1	対象となる活動例	各項目（又は役割）に与えられるポイント	各項目の年間最大ポイント	各項目の5年間の最大ポイント	分類別の5年間の最大ポイント
会議・委員会等	1	NDT 協会の会員、NDT 及びそれに関連する科学及び技術を対象としたセミナー、シンポジウム、会議及び/又はコースに出席	①JSNDI 会員、JSNDI 友好協定締結国の NDT 協会会員 <参考> JSNDI 友好協定締結国 ・台湾 (SNTCT) ・韓国 (KSNT) ・アメリカ (ASNT) ・中国 (NDTICMES) ・ブラジル (ABENDE) ・ロシア (RSNTTD) ・バングラディッシュ (BSNDT) ・ドイツ (DGZfp) ・カナダ (CINDE) ・イギリス (BINDT) ・オーストラリア (AINDT) ②JSNDI 主催又は JSNDI が共催・協賛・後援する NDT と NDT に関連する科学及び技術に関するセミナー（講習会含む）又はシンポジウムに出席 ③NDT に関して、数か国以上の利害にかかわる事項を討議・決定するために、関係各国の代表者の参加によって行われる公式の会議に出席 ④国内で行われる NDT に関する公式の技術会議に出席 ⑤JSNDI 各支部、地域研究会等の研究発表会等に出席 <参考> 「会議」の例 (JSNDI の場合) ・ NDT 国際会議：FENDT, WCNDT, IAEA, IIW, ICNDT, ECNDT 等 ・ NDT 国内会議：JSNDI 講演大会, JSNDI 分科会, JSNDI 研究委員会, JSNDI 特別研究委員会等 ・ NDT 地域会議：JSNDI 研究会, JSNDI 支部講演大会, JSNDI 共催・協賛・後援の各種会議等	1 (①は1年あたりのポイント数。②～⑤は1会議あたりのポイント数)	3	8	20 (1～4 項の合計)
	2.1	国際及び国内の標準化委員会への出席	NDT に関連する規格検討の委員会への出席 <参考> 「標準化委員会」の例 (JSNDI の場合)：TC135/SC/WG, ISO 委員会, 標準化委員会, JIS 原案作成委員会, NDIS 原案作成委員会等	1 (1 委員会あたりのポイント数)	3	8	
	2.2	標準化委員会の主催 (主催と出席の両方のポイントが与えられます)	NDT に関連する規格検討の委員会の主催 (委員長等)	1 (1 委員会あたりのポイント数)	3	8	
	3.1	上記 2.1 以外の NDT 委員会への出席	NDT に関連する委員会への出席 <参考> 「NDT 委員会」の例 (JSNDI の場合)：認証運営委員会, 試験委員会, 問題管理委員会, 諮問委員会, 試験基準委員会, 倫理苦情処理委員会, 査定委員会, 内部監査委員会, 認証広報委員会, PD 認証運営委員会, PD 認証審査委員会, PD 問題管理委員会, 国際認証委員会, 教育委員会, 出版委員会, 学術委員会, 編集委員会, 国際学術委員会, 試験片委員会等	1 (1 委員会あたりのポイント数)	3	8	
	3.2	上記 2.1 以外の NDT 委員会の主催 (主催と出席の両方のポイントが与えられます)	NDT に関連する委員会の主催 (委員長等)	1 (1 委員会あたりのポイント数)	3	8	
	4.1	NDT 関連のワーキンググループ会合への出席	NDT に関連するワーキンググループへの出席 <参考> 「NDT 関連のワーキンググループ」の例 (JSNDI の場合)：試験部会, 問題管理部会, 教育専門委員会等	1 (1WG あたりのポイント数)	5	15	
	4.2	NDT 関連のワーキンググループの主催 (主催と出席の両方のポイントが与えられます)	NDT に関連するワーキンググループの主催 (ワーキンググループリーダー等)	1 (1WG あたりのポイント数)	5	15	
研究活動等	5.1	NDT 関連の技術的若しくは科学的貢献又は出版 (複数の場合、主となる者が他の者に与えられるポイントを明示する。分割の端数は 0.1 刻みにする)	NDT 研究活動成果の報告 ①JSNDI 発行の各 NDT 参考書・問題集・その他 NDT 技術に関する参考書の執筆 ②NDT 関連書籍の執筆	3 (1 報告あたりのポイント数)	6	20	30
	5.2	発刊された NDT 関連研究業務 (複数の場合、主となる者が他の者に与えられるポイントを明示する。分割の端数は 0.1 刻みにする)	5.1 を除く NDT 関連出版物 ①JSNDI 機関誌の投稿 (執筆) ②NDT に関連する研究報告書又は論文集・予稿集の投稿 (執筆)	3 (出版物 1 執筆あたりのポイント数)	6	15	
	5.3	NDT 研究活動 (複数の場合、主となる者が他の者に与えられるポイントを明示する。分割の端数は 0.1 刻みにする)	研究活動そのものを示す。 NDT プロジェクトなど	3 (研究活動及びプロジェクト1つあたりのポイント数)	6	15	
指導員・試験員	6	NDT 技術指導員 (2 時間当たり) 及び/又は NDT 試験員 (試験 1 回当たり)	①JSNDI 本部, JSNDI 支部及び地域研究会開催の各 NDT 技術講習会の講師。その他の訓練機関が実施する NDT 技術講習会の講師 ②JSNDI 一次試験又は二次試験の実施 (試験員の 1 回当たりの時間は 2 時間)	1 (1 日最大 4 ポイントまで)	10	30	30
専門的な活動 (NDT 業務全般)	7.1	NDT 設備, NDT 訓練センター若しくは NDT 試験設備における活動又は NDT エンジニアリングのための活動 (JIS Z 2305:2013 附属書 E 参照) (各通年)	①NDT 設備, NDT 訓練センター若しくは NDT 試験設備における活動 ②NDT エンジニアリング (装置の設計から、工業用又は技術上の施設に属する同じ装置の NDT (製造中及び供用期間中) の準備、実施及び検証の責任に至るまでの NDT に関する全ての活動) のための活動 (NDT 業務全般の活動)	10	10	40	50
	7.2	顧客に関連した苦情処理		1 (苦情処理 1 件あたりのポイント数)	5	15	
	7.3	NDT の適用に関する開発	NDT に関する特許の出願	1	5	15	

*1 クレジットポイントとして認められる年間合計ポイントは 25 ポイントまでです。また、5 年間の合計ポイントは 70 ポイント以上が必要です。

*2 クレジットポイントの対象は表に示す「活動」としてありますが、それ以外の NDT に関する顕著な活動の場合、また、「対象となる活動例」に示されたもの以外の活動の場合については、試験委員会でクレジットポイントの対象の可否を審査致します。

レベル3再認証（クレジットシステム） 「7.1項 NDT 業務活動」証明書<記入例>

(7.1項 NDT 設備、NDT 訓練センター若しくは NDT 試験設備における活動 又は NDT エンジニアリングのための活動)

- ・「7.1 NDT 業務活動」に与えられるポイントは、通年で 10 ポイント/年です。活動期間が 1 年に満たない場合、月数で割ってポイントを算出します。小数点以下第 2 位を切り捨てます（例：8 か月⇒ $8/12 \times 10 = 6.666 \Rightarrow 6.6$ ポイント）。
- ・「7.1 NDT 業務活動」に与えられる 5 年間の合計最大ポイントは、40 ポイントが限度です。「7.1 NDT 業務活動」が含まれる分類項目「専門的な活動（NDT 業務全般）」としての 5 年間の合計最大ポイントは 50 ポイントが限度です。

<NDT 業務活動証明書作成手順>

- ・NDT 業務活動証明書（本書）は、1 年ごとにまとめて記入します。5 年分提出する場合は 5 枚必要です。
- ・1 年の単位期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです。
- ・レベル 3 資格証明書ごとに NDT 業務活動をまとめて記入してください。
- ・記入内容によっては、NDT 業務活動の証拠文書（コピー可、墨消し可）を提出していただくことがあります。

本書の記載内容に相違ないことを証明します。<①証明日： 2018 年 5 月 1 日>

②申請者（自筆署名・押印）	非破壊 太郎 ㊟	③個人コード	P 1 2 3 4 5 6 7 8
---------------	----------	--------	-------------------

雇用責任者証明

本書の記載内容に相違ないことを証明します。<①証明日： 2018 年 5 月 3 日>

④勤務先名・所属 雇用責任者名・押印	東京亀戸検査工業（株）検査部部长 検査 一郎 ㊟
-----------------------	--------------------------

NDT 業務活動

資格証明書ごとに主だった NDT 業務活動をまとめて記入

⑤資格	⑥NDT 業務活動内容（必要に応じ、記入した NDT 業務活動の証拠文書（コピー）を要求することがあります）
RT3	レベル 3 資格証明書ごとに NDT 業務活動の内容を記入してください。 記入方法は問いません。 記入内容によっては、NDT 業務活動の証拠文書（コピー可、墨消し可）を提出していただくことがあります。
UT3	↑資格証明書ごとに実線で区切ってください。

⑦NDT 業務活動 の年（西暦）	2017 年	⑧上記 NDT 業務活動 期間（月数）	8 か月	⑨NDT 業務活動 ポイント	6.6 ポイント
---------------------	--------	------------------------	------	-------------------	----------

レベル3再認証（クレジットシステム） 「7.1 項 NDT 業務活動」 証明書

(7.1 項 NDT 設備、NDT 訓練センター若しくは NDT 試験設備における活動 又は NDT エンジニアリングのための活動)

- ・「7.1 NDT 業務活動」に与えられるポイントは、通年で 10 ポイント/年です。活動期間が 1 年に満たない場合、月数で割ってポイントを算出します。小数点以下第 2 位を切り捨てます（例：8 か月⇒ $8/12 \times 10 = 6.666 \Rightarrow 6.6$ ポイント）。
- ・「7.1 NDT 業務活動」に与えられる 5 年間の合計最大ポイントは、40 ポイントが限度です。「7.1 NDT 業務活動」が含まれる分類項目「専門的な活動（NDT 業務全般）」としての 5 年間の合計最大ポイントは 50 ポイントが限度です。

<NDT 業務活動証明書作成手順>

- ・ NDT 業務活動証明書（本書）は、1 年ごとにまとめて記入します。5 年分提出する場合は 5 枚必要です。
- ・ 1 年の単位期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです。
- ・ レベル 3 資格証明書ごとに NDT 業務活動をまとめて記入してください。
- ・ 記入内容によっては、NDT 業務活動の証拠文書（コピー可、墨消し可）を提出していただくことがあります。

本書の記載内容に相違ないことを証明します。<①証明日： 年 月 日>

②申請者（自筆署名・押印）	印	③個人コード	
---------------	---	--------	--

雇用責任者証明

本書の記載内容に相違ないことを証明します。<①証明日： 年 月 日>

④勤務先名・所属 雇用責任者名・押印	印
-----------------------	---

NDT 業務活動

資格証明書ごとに主だった NDT 業務活動をまとめて記入

⑤資格	⑥NDT 業務活動内容（必要に応じ、記入した NDT 業務活動の証拠文書（コピー）を要求することがあります）

⑦NDT 業務活動 の年（西暦）	年	⑧上記 NDT 業務活動 期間（月数）	か月	⑨NDT 業務活動 ポイント	ポイント
---------------------	---	------------------------	----	-------------------	------